

平成24年度介護報酬改定案

(介護予防) 訪問入浴介護

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

<訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護共通>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆＝新規、◇＝一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
	○介護職員の総数のうち介護福祉士、介護職員基礎研修修了者及び実務者研修修了者の占める割合が50/100以上	サービス提供体制強化加算 所定単位数 24単位/回(従前どおり)	●平成25年度以降は、「介護福祉士、実務研修修了者及び“旧介護職員基礎研修課程”」となる(平成25年度以降、介護職員基礎研修が廃止されるため)。	1(1) H12告示19 P9 2(1) H12通知36 P338	必要
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】</p> <p>◆介護職員処遇改善加算【新規】 については、「サービス共通事項」に記載のとおり</p> </div>					

介護報酬改定資料 ～（介護予防）訪問入浴介護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

	ページ
1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 19 号）	・・・P8～10
2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）	・・・P114～116
3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 11 年厚生省令第 37 号）	・・・P229～230 準用P229
4 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指 定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	・・・P239～240 準用P239
5 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問 通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分） 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企 第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	・・・P337～339 準用P333 準用P337
6 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老 計発第 0317001 号老振発第 0317001 号老老発第 0317001 号厚生 労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）	・・・P432～433 準用P430 準用P333 準用P432
7 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準 について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉 局企画課長通知）	・・・P524～525 準用P523～524

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。